

# 第四次天童市農業基本計画（案）の概要

## ▶計画について

【計画の趣旨】 天童市農業基本条例（平成 14 年条例第 12 号）が目指す、農業・農村の持続的な発展と新しい時代に対応した農業の確立を図るため、おおむね 7 年間の本市の農業と農村が目指すべき方向と施策の展開を明らかにするもの。

【位置付け】 平成 30 年 3 月に策定された第七次天童市総合計画の部門計画であり、天童市農業基本条例第 8 条の規定に基づき策定し、本市農業関係計画の中で最上位に位置するもの。

【計画期間】 令和 4 年度から令和 10 年度までの 7 年間

## 基本目標1 持続可能な農業の推進と天童ブランドの確立

### 基本施策 1-1 安全・安心な農畜産物の生産と環境保全

#### 1-2 農畜産物の高付加価値化

農業は、食料供給の重要な役割を担っており、その維持と発展を図る必要があります。その中で、健康志向と食の安全性に対する関心が広く浸透していることから、安全・安心な農畜産物の生産と環境と調和した持続可能な農業の推進が重要です。また、優良品種の導入や高品質・安定生産の促進による農畜産物の高付加価値化を図るとともに、「天童ブランド」を確立し、知名度を高めることで販路の拡大を支援します。

#### 個別施策

- 1-1 ①環境に配慮した農業の推進
- ②持続可能な農業の推進
- ③有機農業の推進
- 1-2 ①特産品の生産振興
- ②ワイン特区の活用
- ③稲作の振興
- ④畜産の振興

## 基本目標2 担い手確保と鳥獣被害対策

### 基本施策 2-1 担い手への支援 2-2 鳥獣被害対策

担い手の高齢化が進み、将来にわたり地域農業を維持していくには、地域農業の将来を担う中心的な担い手の確保や育成が必要です。新規就農支援に関する情報提供や相談、育成のほか、法人経営や女性農業者への支援など、多様な形態の担い手の育成を積極的に支援します。また、鳥獣被害は農家の営農意欲を減退させることにつながり、さらなる対策が必要になっています。担い手確保のためにも、様々な視点から支援することが重要です。

#### 個別施策

- 2-1 ①新規就農者の確保
- ②意欲ある農業者への支援策の充実
- ③スマート農業の推進
- ④優れた知識・技術の継承
- ⑤移住検討者への情報提供
- 2-2 ①鳥獣被害対策

## 基本目標3 農地の保全と整備

### 基本施策 3-1 農地の保全と生産基盤の整備

#### 3-2 遊休農地の解消と担い手への農地の集積

農地は、重要な経営基盤であり、生産力の高い優良な農地の保全と計画的な土地利用により、有効利用を図る必要があります。特に、国土保全や環境維持などの公益的機能を持つ土地改良事業については、自然の生態系や環境に配慮して促進することが重要です。また、地籍調査事業や農地中間管理事業、遊休農地解消対策事業などにより農地の保全と有効利用を図ります。そして、生産基盤と生活環境が一体となった総合的な農村の整備を推進し、住みよい農村環境を創造することで、地域活力の維持・発展を促進します。

#### 個別施策

- 3-1 ①農地の保全と有効利用
- ②農業生産基盤の整備
- 3-2 ①遊休農地の解消
- ②担い手への農地の集積

## 基本目標4 農業・農村の持つ役割に対する市民の理解の促進

### 基本施策 4-1 農業の理解と魅力を伝える 4-2 農地の多目的利活用

農業・農村の持つ役割や、自然環境の大切さを理解してもらうため、消費者と生産者との交流の場を設け、農村への交流人口を増やすことが必要です。農業・農村には、長い間培われた有形・無形の文化財や豊かな自然が残され、さらには洪水防止や水源かん養、大気の浄化などの自然・国土保全機能を有しています。これらを維持するために、農業体験などにより市民の理解を促進し、連携して、農村の魅力を高めていくことが重要です。

#### 個別施策

- 4-1 ①地産地消の推進
- ②食育の推進
- ③観光農業の推進
- 4-2 ①田んぼダムの取り組み
- ②農村の景観維持

## ▶計画の実施と管理

天童市農業基本計画の実効性を高めるため、年次ごとの進捗状況を的確に把握するとともに、その評価を適正に行い、計画の着実な推進を図ります。